

議案第 27 号

伊賀市ふるさと応援基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

伊賀市ふるさと応援基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和3年2月10日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市ふるさと応援基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例  
伊賀市ふるさと応援基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成 20 年伊賀市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 伊賀市を愛し、応援しようとする者からの寄附金を活用し、寄附者の意思を尊重しながら次に掲げる施策を推進するため、伊賀市ふるさと応援基金（以下「基金」という。）を設置する。

- (1) 伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の達成に資する施策
- (2) 前号に掲げるもののほか、伊賀市総合計画に掲げる将来像の実現に資する施策

附 則

この条例は、公布の日から施行する。